

農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行令案並びに  
農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行規則案及び  
農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行規則案  
についての意見・情報の募集について

令和2年1月14日  
農林水産省食料産業局

この度、「農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行令案並びに農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行規則案及び農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行規則案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

令和元年11月に成立した農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律に基づき、令和2年4月1日の同法の施行に向け、関係政令及び省令を制定する必要がある。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)(<http://www.e-gov.go.jp/>)の「パブリックコメント」欄に掲載(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省食料産業局輸出促進課において配布

3 意見・情報の提出方法

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを使用する場合

「パブリックコメント：意見募集中案件詳細画面」の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省食料産業局輸出促進課法令担当

(3) FAXの場合

以下担当まで送付してください。

FAX番号：03-6738-6475

農林水産省食料産業局輸出促進課法令担当

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

なお、氏名（法人又は団体の場合は名称）については、意見の内容とともに公表させていただく可能性がありますので、御承知置きください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。

5 意見・情報受付期間

令和2年1月14日～令和2年2月12日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行令案（概要）

農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行規則案（概要）

農林水産省関係農林水産物及び食品の輸出促進に関する法律施行規則案（概要）